宝塚市立
西谷認定こども園

―　保育所機能部分(保育施設)　―

○○○　入園申込みについて　○○○

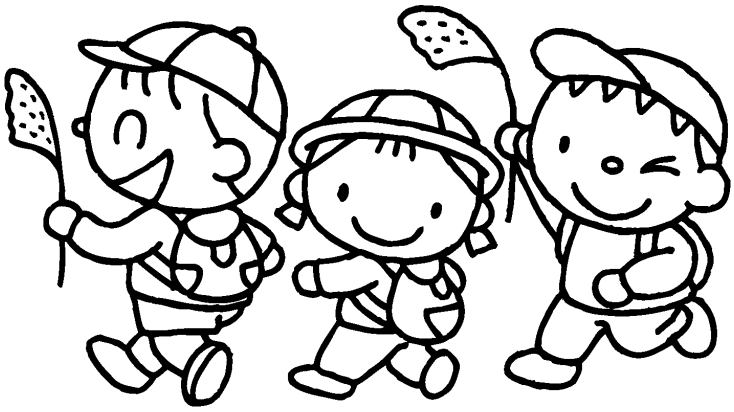

令和５年度版

（２０２３年度版）

宝塚市教育委員会

☆「西谷認定こども園」とは

「認定こども園法」に基づき、小学校就学前の子どもに教育及び保育並びに子育て支援の総合的な提供を行うため、既存の「市立西谷幼稚園」に保育所機能を一体的に備え、保護者の就労等により保育が必要な０歳から就学前の乳幼児を受け入れ、かつ、３歳児以上の幼児に対しては、幼児教育を実施します。

この市立西谷幼稚園と一体的に設置する保育施設を併せて**『宝塚市立西谷認定こども園』**といいます。

☆「子ども・子育て新制度」について

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が平成 24 年８月に成立しました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年４月から始まっています。

新制度の主なポイント

○ 保育所、認定こども園、幼稚園等を通じた共通の仕組みが創設されます。

○ 入所を希望する施設、保育の必要性の有無及び子どもの年齢に応じて、３つの認定区分（１号・２号・３号認定）が設けられます。更に、２号・３号認定については、保育の必要量（時間）に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の２つの認定区分が設けられます。（下表参照）

○ 保育施設への入所を希望する方は、所定の申請書を市に提出し、保育の必要性の有無や必要量等について、市から認定（「支給認定」といいます。）を受ける必要があります。申請に基づき、後日、認定区分・保育の必要性の事由・必要量が記載された「認定証」が市から交付されます。

<table>
<tr><th>認定区分</th><th>対象年齢</th><th>保育の必要性(P.4参照)</th><th>利用可能な施設</th><th>保育の必要量（P.4参照）</th><th>申請方法（P.2～参照）</th></tr>
<tr><td>１号認定</td><td rowspan="2">3～5 歳</td><td>無し</td><td>幼稚園、認定こども園</td><td>【教育標準時間】
１日４時間を基本</td><td rowspan="3">学事課または西谷サービスセンターに必要書類をご提出ください。</td></tr>
<tr><td>２号認定</td><td rowspan="2">有り</td><td>保育所、認定こども園</td><td rowspan="2">【保育標準時間】
１日 11 時間以内
【保育短時間】
１日８時間以内</td></tr>
<tr><td>３号認定</td><td>0～2 歳</td><td>保育所、認定こども園</td></tr>
</table>

※ 認定区分は満年齢、利用可能施設及び保育料は３月３１日時点の年齢で決まります。

申込から入園決定まで

＜申込から結果発表までの流れ＞

申　込

入園申込書兼認定申請書及び必要書類を学事課、西谷サービスセンターに提出。

認定証交付

保護者からの申請書類等に基づき、市が保育の必要性や必要量などを認定し、認定結果に応じた**「認定証」**が自宅に送付されます。入園結果通知と同時発送になる場合があります。

新制度開始に伴い、新たに交付される証明書で、保育の必要性が認められる申請者全員に交付されます。**「認定証」の交付をもって、施設への入園が決定するわけではありませんのでご注意ください。**

審査会（入園選考）

保護者から提出された入園申込書及び就労証明書・診断書等に基づき、市が入園選考を行います。

結果発表

市の入園選考後、入園内定者に連絡または通知をします。

【入園内定者】入園が内定した施設での面接後、集団生活が可能と判断されれば入園決定。

【入園保留者】個別に市から連絡を行います。

1　西谷認定こども園（保育施設）の入園資格

次の①②の両方に該当する場合に入園ができます。

①　保護者の住民票が宝塚市にある（入園希望月までの転入予定者も含む）。

②　乳幼児（産後６ヵ月～就学前）の保護者の状況が、４・５ページ表１のいずれかに該当する。

※　**幼児教育や集団生活に慣れさせるためという理由だけでは、入園することはできません。**

2　申　込

（１）　令和５年（２０２３年）４月入園

受付期間	： 令和４年１２月１日（木）から２８日（水）まで（土曜、日曜、祝日は除きます）
受付場所	： 市役所　２階　学事課　　９：００　～　１７：３０ 西谷サービスセンター　　９：００　～　１７：３０ ※　郵送での申込みはできません。
持ち物	： Ｐ．３で指定する書類

（２）　令和５年（2023年）５月以降の入園

令和５年（2023年）５月以降の毎月の入園申込は、入園を希望する前月の１５日（土日祝日となる場合は、直前の市役所開庁日）まで。１６日以降に受け付けた場合は、翌々月の入園となります。

※　受付場所、受付時間、持参するものは上記（１）と同じ。

3　入園手続きに必要な書類

（１）　入園申込時に必要な書類

必要な書類	説明
入園申込書兼認定申請書	学事課・西谷サービスセンターで配布。
乳児・幼児　調書	学事課・西谷サービスセンターで配布。
就労誓約書	就労予定による入園申込の場合必要。学事課・西谷ＳＣで配布。

〇以下の書類は、宝塚市へ転入予定の方（現在宝塚市に住民票がない方）が入園申込をする場合必要です。

・転入誓約書	学事課・西谷サービスセンターで配布。
・世帯全員の住民票	現在お住まいの自治体で発行。
・不動産売買（賃貸）契約書等	コピー可

（２）　申込受付後から申込み締切日までに提出を要する書類

入園申込み理由に関する証明書類	ご家庭の状況により異なります。（下欄の「証明書類の提出例」をご参照ください） ≪証明日が申込日から３ヶ月以内のものが必要です≫

＜証明書類の提出例＞**以下の書類は例示です。ご家庭状況によっては別の書類が必要となる場合があります。**

☐父母とも就労　→　父母の就労証明書

☐父就労、母育児休業中　→　父母の就労証明書
（母の就労証明書については、育児休業の期間が記載されているもの）

☐母の出産、父就労　→　母子健康手帳の写（分娩日を確認できるもの）・父の就労証明書

☐父が病気で療養中、母就労　→　父の医師の診断書・母の就労証明書

☐父が就労、母が職業訓練学校へ通学　→　父の就労証明書・母の在学証明書（又は学生証）と時間割表

☐父が就労、母が親族の介護　→　父の就労証明書・介護を要する親族の医師の診断書等

※就労証明書は勤務先での証明が必要です（自営業の方は取引先や民生委員等の第三者の証明が必要です）

※農業等に従事している場合は、「就労証明書」下段の民生児童委員の確認を受けてください（民生児童委員の証明要）。

（３）　必要に応じて提出を要する書類

医師の意見書 （右の場合に必要です。）	①集団生活を送るために配慮が必要と考えられる病気をもつ乳幼児 例）心臓病、腎臓病、てんかん、アトピー性皮膚炎、喘息、骨疾患など

（４）　令和４年（2022年）１月１日時点の住所地が宝塚市外の方のみが提出を要する書類

保護者の税に関する資料	次のいずれかの書類を提出してください。（全てコピー可） なお、配偶者控除の対象となっている方は提出不要です。

①	＜給与所得のみの方＞	令和４年度市県民税の特別徴収税額通知書
②	＜個人納付の方＞	令和４年度市県民税納税通知書
③	＜上記以外の方、①・②を紛失した方＞	令和４年度市民税課税証明書 ※ 令和4年1月1日時点在住の市区町村にて発行。

※　児童手当等の手続で本市の他の窓口で課税証明書を提出している場合は、その旨申し出てください。

支給認定について

申請書の提出後、保育の必要性が認められた方には、後日、市から「認定証」が交付されます。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>保育の必要性</td><td>保育の必要性の有無及び該当する事由（P.4「保育の必要性」参照）を認定します。</td></tr>
<tr><td>保育の必要量</td><td>保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、保育の必要量（時間）を認定します。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>該当する保育の必要性の事由</th></tr>
<tr><td>保育標準時間
（１日１１時間以内）</td><td>（原則）
月 120 時間以上の就労(学)、１ 日８時間以上の保育時間が必要な就労（学)、出産前後、災害復旧、疾病障害、介護・看護、求職中、育児休業中の継続入園</td></tr>
<tr><td>保育短時間
（１日８時間以内）</td><td>（原則）
月 64 時間以上 120 時間未満の就労(学)</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

※　実際の保育時間は、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、入園施設と相談をして決めることになります。

※　【保育短時間】は、【保育標準時間】よりも保育料が低くなる（差額は所得階層によって異なります）場合があります。

※　保育の必要性の事由や必要量に変更が生じた場合は、支給認定変更の手続きが必要となります。詳しくは、学事課へお問い合わせください。また、その際に、交付済みの「認定証」は市へ返却していただくことになりますので、「認定証」は大切に保管してください。

保育の必要性について

表１　保育の必要性が認められるのは、以下のいずれかの事由に該当する場合です。

	申込理由	保護者の状況	保育の実施期間 （入園の可能な期間）
１	就労	家庭内外において、**月６４時間以上**就労し、乳幼児の保育ができないとき	小学校就学始期までの保育が必要な期間
２	出産の前後	次の**いずれかの状況**のため、１カ月以上にわたり乳幼児の保育ができないとき (ｱ)母親が妊娠中 (ｲ)母親が出産後	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし 出産後は出産日から起算して、８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
３	疾病負傷等	疾病、負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障害等により、１カ月以上にわたって乳幼児の保育ができないとき	診断書に基づく必要な期間

4	疾病等の介護・看護（別居を含む）	**親族**の疾病の介護または通園の付き添い等のため１カ月以上にわたり乳幼児の保育ができないとき	診断書に基づく必要な期間
5	災害の復旧	火災等の災害復旧のため、１カ月以上にわたって乳幼児の保育ができないとき	災害復旧に必要な期間
6	就労予定	入園後3カ月以内に就労するとの誓約があるとき	小学校就学始期までの保育が必要な期間
7	通学	大学、高校、職業訓練学校等の通学	訓練期間満了までの必要な期間
8	虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがあること	必要な期間
9	多子家庭	就学前の在宅乳幼児が、同一世帯内に当該乳幼児を含め４人以上いるとき（父・母いずれか１人のみに適用）	左の要件を満たす必要な期間
10	育児休業中の継続入園	保護者の育児休業開始時点で、すでに西谷認定こども園に入園している乳幼児について、育児休業の間も引き続き入園が必要なとき ※ただし、育児休業に係る乳幼児が西谷認定こども園に入園した場合は、入園日から2ヵ月以内に育児休業からの復職が必要です。復職後には、復職日が確認できる就労証明書の提出が必要です。	育児休業中の必要な期間

4　入園審査

西谷認定こども園では、保護者の就労時間や家庭状況等の保育の必要度を点数化し、その点数により入園順位を決定しています。

入園順位を決める点数は、保育の必要性の状況を点数化した「保育施設入所順位基礎指数表」の点数と家庭状況等を点数化した「保育施設入所順位調整指数表」の点数の合計点となります。指数表については、次ページをご覧ください。

入園順位は、変動することがあります

入園順位は、点数の高い乳幼児の申込がある場合や、すでに入園申込をしている乳幼児の保護者の就労形態の変化、家庭状況の変化で変動することがあります。

また、４月入園のときに、入園希望月からの待機期間の長短によって点数を加算しますので、入園順位が変動することがあります。あらかじめご承知おきください。

就労形態等や家庭状況が変化した場合

西谷認定こども園の入園待ちの期間中に、就労形態等や家庭状況が変化した場合は、学事課までご連絡ください。次のような場合は、入園順位に変動がありますので、必ずご連絡あるいは所定の書類を提出してください。

- **就労したとき、就労先が決まったとき　……　就労証明書（内定証明）を提出ください。**
- **就労先や就労時間など、就労形態が変わったとき　……　就労証明書を提出ください。**
  （変更予定の場合も含む）
- **認可外保育施設等に月極めでお子様を預けたとき　……　在園（所）証明書を提出してください。**
- **西谷認定こども園に入園する必要がなくなったとき　……　電話連絡してください。**

別表1（第4条関係）　保育施設入所順位基礎指数表

番号	類型	就労時間等	勤務形態等	適　用	年　月 指数 父	年　月 指数 母	年　月 指数 父	年　月 指数 母	年　月 指数 父	年　月 指数 母
1	家庭外労働	週4日以上、1日7時間以上	常勤	一カ月の常勤日数が概ね20日以上の者（日々雇用されている者及び期間を定めて雇用されている者を除く）	10	10	10	10	10	10
			パート等	常勤以外の者	8	8	8	8	8	8
			自営	中心者	10	10	10	10	10	10
				協力者	6	6	6	6	6	6
	家庭内労働		自営	中心者	8	8	8	8	8	8
				協力者	4	4	4	4	4	4
	通学				10	10	10	10	10	10
2	家庭外労働	月64時間以上、1日7時間未満	パート等	常勤以外の者	6	6	6	6	6	6
			自営	中心者	8	8	8	8	8	8
				協力者	5	5	5	5	5	5
	家庭内労働		自営	中心者	6	6	6	6	6	6
				協力者	3	3	3	3	3	3
			内職		3	3	3	3	3	3
	通学				6	6	6	6	6	6
3	出産の前後				―	12	―	12	―	12
4	疾病負傷	入院			15	15	15	15	15	15
		家庭内療養	常時安静	常時安静と診断された者	12	12	12	12	12	12
			一般加療	加療が必要と診断された者	6	6	6	6	6	6
		通院		比較的軽度であるが定期的に通院が必要と診断された者	3	3	3	3	3	3
5	障害			障害者手帳1・2級（身体又は精神）及び療育手帳A所持者、要介護4・5の認定を受けた者	8	8	8	8	8	8
				障害者手帳3・4級（身体又は精神）及び療育手帳B所持者、要介護1・2・3の認定を受けた者	4	4	4	4	4	4
6	介護	入院			7	7	7	7	7	7
		通園等の付添		身体・知的障害者施設への通園付添	6	6	6	6	6	6
		同居・別居介護	身体・知的障害者介護	障害者手帳1・2級（身体又は精神）及び療育手帳A所持者、要介護4・5の認定を受けた者　**※2**	4	4	4	4	4	4
				障害者手帳3・4級（身体又は精神）及び療育手帳B所持者、要介護1・2・3の認定を受けた者　**※2**	2	2	2	2	2	2
			疾病・負傷介護	常時臥床・要安静と診断された者の介護	6	6	6	6	6	6
				一般加療者の介護	3	3	3	3	3	3
7	災害復旧				10	10	10	10	10	10
8	虐待・DV			虐待やDVのおそれがあること	**※3**		**※3**		**※3**	
9	その他	通学		上記の1、2に該当しない通学の場合	1	1	1	1	1	1
		求職中	就労内定	上記の1．2に該当する基礎指数（勤務証明書が提出できる場合）						
			就労予定		1	1	1	1	1	1
		多子家庭		就学前の在宅乳幼児が、同一世帯内に当該乳幼児を含め4人以上いる場合	―	4	―	4	―	4
					小計		小計		小計	

※1　父母がいない場合の指数は、いない方の親の指数を10とする。ただし、両親がいない場合は、養育者の勤務形態等の指数とする。

※2　要介護認定を受けた者とは、介護保険法に定める要介護認定を受けた者をいう。

※3　状況に応じて市が指数を判断する。

別表2（第4条関係）　保育施設入所順位調整指数表

番号	区　分	適　　用	指　数	指　数	指　数
1	父母の状況	父母のどちらかがいない場合　**※4**	6	6	6
		父又は母が産前産後休暇・育児休業終了により復職する場合　**※5**	3	3	3
		父又は母が単身赴任・他の土地での住込み就労等により、常時当該家庭にいない場合	1	1	1
		生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合　**※6**	3	3	3
2	当該乳幼児の状況	月極で認可保育所・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業・宝塚市指定保育所・認可外保育所へ入所している場合	2	2	2
3	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が宝塚市の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業に在園している場合　**※7**	4	4	4
		兄弟姉妹が同時に宝塚市の認可保育所・認定こども園（2・3号）・地域型保育所に入所を希望する場合　**※8**	2	2	2
4	親族の状況	父母のどちらかがいない場合で、祖父母と同居していない場合	3	3	3
5	入所の待機状況　**※9**	入所希望月から6箇月以上待機している場合	1	1	1
		入所希望月から9箇月以上待機している場合	3	3	3
		入所希望月から12箇月以上待機している場合	5	5	5
		入所希望月から18箇月以上待機している場合	8	8	8
		入所希望月から24箇月以上待機している場合	10	10	10
6	生活保護	生活保護の適用がある場合	6	6	6
7	保育施設の状況	乳幼児の在籍する宝塚市の保育施設等が廃園となる又は2～3歳クラスで卒園となる等、就学前までの保育が継続できない場合	**※10**	**※10**	**※10**
8	DV・児童虐待	児童相談所等の関係機関より保育所への入所配慮要請があった世帯	**※11**	**※11**	**※11**
9	西谷地区の居住	乳幼児が西谷小学校区内に居住している場合	**※12**	**※12**	**※12**
			小計	小計	小計
			合計	合計	合計

※4　父母がいない場合とは、父又は母が死亡、離別、行方不明の場合をいう。

※5　育児休業については、勤務証明書に育児休業期間の記載がある場合のみ適用する。（自営業者を除く）

※6　父母ともに就労予定、又は母子父子家庭で就労予定の場合をいう。

※7　兄弟姉妹が卒園したときには適用しない。

※8　兄弟姉妹が卒園年齢に達したときには適用しない。

※9　入所の待機状況は、4月1日現在の待機月数とし、当該年度中は変更しない。

入所内定となったにも関わらずキャンセルした場合、入所希望月は内定月の翌月以降に変更となる。

平成28年4月入所より、12箇月以上待機、24箇月以上待機の場合のみが加点の対象となり、6箇月・9箇月・18箇月以上待機の場合の項目が削除となる。

※10 当該申込者の入所が他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。

※11 当該申込者の入所が番号7に規定する申込者を除き、他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。

※12 当該申込者の入園が他の申込者よりも優先されるよう指数を調整する。

5　入園決定

入園に関する審査会を開き、入園予定者を内定します。内定した入園予定者には、学事課から西谷認定こども園での面接日等を連絡し、面接後に入園を正式に決定します。

（１）　令和５年４月入園

①　令和４年１２月２８日(水)までに入園申込みをされた方は、令和５年１月下旬に入園審査会を開催します。内定した入園予定者には入園審査会以降に連絡し、令和５年３月上旬に西谷認定こども園で面接を受けていただきます。

②　令和５年１月４日から３月１５日までに入園申込みをされた方のうち、１月１５日までに入園申込みをされた方は１月下旬に入園審査会を開き、２月１５日までに入園申込みをされた方は２月下旬に入園審査会を開き、３月１５日までに入園申込みをされた方は３月下旬に入園審査会を開き、それぞれ入園予定者を内定します。内定した入園予定者には、学事課から随時連絡し、西谷認定こども園で面接を受けていただきます。

（２）　令和５年５月以降の入園

入園希望月の前月の２５日頃に、当該月の１５日以前の申込者について、入園に関する審査会を開き、入園予定者を内定します。内定した入園予定者には、学事課から西谷認定こども園での面接日等を連絡し、面接後に入園を正式に決定します。

＊西谷認定こども園に欠員がない場合は希望月に入園できません。欠員がある場合でも、申込者数が欠員数を上回るときは、審査会の結果、入園できない場合があります。

＊入園内定の決定は、審査会で行いますので、それまでは入園の可否はお答えできません。

＊乳幼児の健康状態や保護者の就労状況等により、入園許可を行わない場合があります。

＊入園希望月以前に西谷認定こども園に欠員があっても、その旨の通知はいたしません。学事課窓口・電話等で空き状況をご確認ください。

＊兄弟姉妹２人以上で申込の場合は、申請いただいた条件（兄弟姉妹の入園時期）を満たす場合のみ内定します。

6　入　園　日

毎月の初日です。

※　西谷認定こども園の年齢の考え方は小学校と同じ学年制となっており、３月３１日時点の年齢となります。

7　保育料の決定

（１）　保育料は、扶養義務者（両親、祖父母等）の市民税額によって以下のとおり決定します（保育料については、P.11～12 参照）。

① 令和５年４月～令和５年８月の保育料 → 令和４年度市民税額に基づき決定

② 令和５年９月～令和６年８月の保育料 → 令和５年度市民税額に基づき決定

※　祖父母と同居している方で、父母お二人とも年収１０３万円以下の場合は、家計の主宰者を祖父母とみなして、祖父母の収入を勘案して保育料を決定する場合があります。

（２）　保育料は、当該年度の前年度の末日の乳幼児の満年齢によって決定します。（年度途中に誕生日を迎えても変更になりません。）

（３）　保育料は、**月の初日に在籍**していれば、欠席しても**１カ月分の保育料が必要**です。

また、**月途中で西谷認定こども園を退園**されても、その**１カ月分の保育料が必要**です。ただし、乳幼児の負傷や疾病で連続して長期欠席するときは、その状況に応じて保育料を減額します。

８　３～５歳児の保育料の無償化について

３～5 歳児の全ての園児の保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象となります。手続きの必要はありません。ただし、以下のとおり無償化の対象外となる費用があります。

（１）給食費

令和 4 年度は主食費として月額 1,000 円、副食費として月額 4,500 円を徴収しています。令和 5 年度以降の給食費に関しましては決定次第お知らせいたします。ただし、生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯、及び第３子以降の園児の副食費の支払いが免除となります。（主食費の月額 1,000 円は徴収します）副食費免除に関する手続きの必要はありません。

（２）延長保育加算額（延長保育料）

延長保育加算額は無償化の対象外となりますので、延長保育を受ける園児は、延長保育加算額を徴収します。ただし保育の必要量が保育短時間（１日８時間以内）に該当する方の時間内延長保育加算額（保育短時間以外の保育を利用した場合の延長保育加算額）については無償となります。

（３）教材費・PTA 会費等

認定こども園で徴収します。

９　保育料の納付

支払先	支払方法	納付期限
宝塚市	原則として口座振替でのお支払いになります。入園内定時に口座振替申込書をお渡ししますので、金融機関で手続きをしてください。	毎月１０日

※　納付期限までに納付がされていない場合、当月末日までに督促をいたします。

※　過去に保育料の未納がある場合、入園決定前に今後の納付計画について面接を行います。

保育料に関する特例について

1　保育料の多子軽減について

同一世帯から就学前幼児が２人以上同時に、(注 1)**保育所**、(注 2)**幼稚園**、(注 3)**認定こども園**、(注 4)**特別支援学校幼稚部**、(注 5)**知的障害児通園施設**、(注 6)**難聴幼児通園施設**、(注 7)**肢体不自由児施設通園部**、(注 8)**情緒障害児短期治療施設通所部**に入所、または(注 9)**児童デイサービス**を利用している場合、第１子の保育料を 1.0 とすると、第２子は 0.5、第３子は 0.1 となります。

ただし、この取扱い変更に基づく保育料の軽減を受けるためには、西谷認定こども園入園乳幼児の兄弟姉妹が**対象施設に入所又は利用している証明**が必要になります。

各保育所（園）に在園証明書様式を備え置きますので、申し出てください。

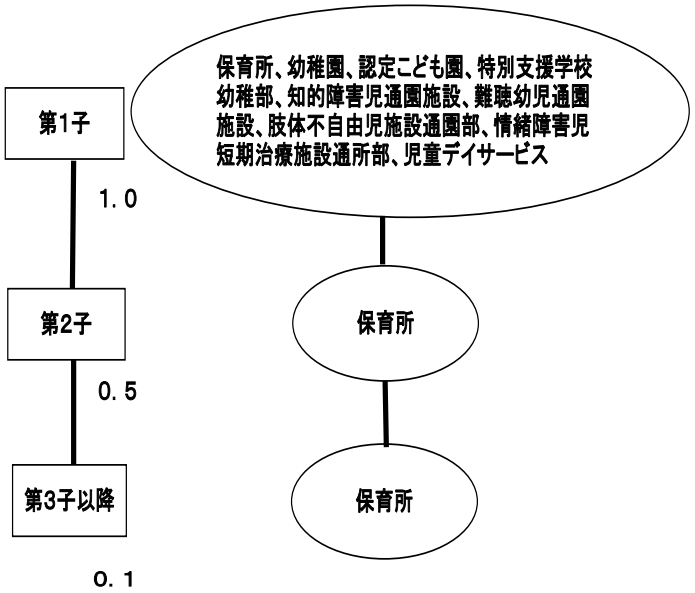

(注 1)公立保育所及び児童福祉法第３５条第４項の認可を受けた私立保育所（認可外保育所は除く）
(注 2)公立幼稚園及び学校教育法第４条第１項第３号の認可を受けた私立幼稚園
(注 3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条の認定を受けた施設
(注 4)学校教育法第７６条第２項に規定する幼稚部
(注 5)児童福祉法第７条第１項に規定する知的障害児通園施設
(注 6)児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第６０条第２項第１号に規定する難聴幼児通園施設
(注 7)児童福祉法第７条第１項に規定する肢体不自由児施設のうち、「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について」（昭和３３年６月１１日厚生省発児第１２２号通知）による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第６８条第２号に規定する肢体不自由児通園施設
(注 8)児童福祉法第７条第１項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部(注 9)障害者自立支援法第５条第７項に規定する児童デイサービス

2　市民税非課税世帯に対する保育料の免除について

市民税非課税の方で、①母子世帯、②父子世帯、③身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居している世帯の場合、保育料は免除となります。

家庭状況の変更により、①又は②に該当する方は必ず「申立書」をご提出ください。

③に該当する方は、該当する手帳の写しをご提出ください。

3　保育料減額について

災害で被災した場合や、失職・休職のため収入が激減した場合に保育料の再計算できる場合があります。詳しくは学事課にお問い合わせください。

○宝塚市立西谷認定こども園保育料表（令和4年度）

【保育標準時間】（7:00～18:00）

各月初日に入園している児童が属する世帯の階層区分		３歳未満児		３歳以上児	
階層区分	定　　義	保育料（月額）	延長保育加算額（月額）	保育料（月額）	延長保育加算額（月額）
第１階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者が属する世帯	0円	0円	0円	0円
第２階層	市町村民税が非課税の世帯（第1階層を除く）	0円	600円 第2子　300円 第3子　　0円	0円	0円
第３階層	市町村民税所得割課税額が非課税の世帯（第1･2階層を除く）	14,500円 第2子　7,300円 第3子　　0円	1,300円 第2子　700円 第3子　　0円	0円	0円
第４階層	市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円未満の世帯（第3階層を除く）	24,000円 第2子　12,000円 第3子　　0円	2,100円 第2子　1,100円 第3子　　0円	0円	2,000円
第５階層	市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円以上169,000円未満の世帯	35,000円 第2子　17,500円 第3子　　0円	3,100円 第2子　1,600円 第3子　　0円	0円	4,000円
第６階層	市町村民税所得割課税額の合計額が169,000円以上301,000円未満の世帯	48,000円 第2子　24,000円 第3子　　0円	4,300円 第2子　2,200円 第3子　　0円	0円	4,000円
第７階層	市町村民税所得割課税額の合計額が301,000円以上の世帯	64,000円 第2子　32,000円 第3子　　0円	5,800円 第2子　2,900円 第3子　　0円	0円	4,000円

※　保育料につきまして不明な点がある場合は、別途学事課にお問い合わせください。

【保育短時間】(8:30～16:30)

各月初日に入園している児童が属する世帯の階層区分		３歳未満児			３歳以上児		
階層区分	定　　義	保育料 （月額）	時間内延長保育 加算額（月額）	延長保育加算額 （月額）	保育料 （月額）	時間内延長保育 加算額（月額）	延長保育加算額 （月額）
第１階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者が属する世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第２階層	市町村民税が非課税の世帯（第1階層を除く）	0円	0円	600円 第2子　300円 第3子　　0円	0円	0円	0円
第３階層	市町村民税所得割課税額が非課税の世帯（第1･2階層を除く）	14,300円 第2子　7,200円 第3子　　0円	200円 第2子　100円 第3子　　0円	1,300円 第2子　700円 第3子　　0円	0円	0円	0円
第４階層	市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円未満の世帯（第3階層を除く）	23,600円 第2子　11,800円 第3子　　0円	400円 第2子　200円 第3子　　0円	2,100円 第2子　1,100円 第3子　　0円	0円	0円	2,000円
第５階層	市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円以上169,000円未満の世帯	34,500円 第2子　17,300円 第3子　　0円	500円 第2子　300円 第3子　　0円	3,100円 第2子　1,600円 第3子　　0円	0円	0円	4,000円
第６階層	市町村民税所得割課税額の合計額が169,000円以上301,000円未満の世帯	47,200円 第2子　23,600円 第3子　　0円	800円 第2子　400円 第3子　　0円	4,300円 第2子　2,200円 第3子　　0円	0円	0円	4,000円
第７階層	市町村民税所得割課税額の合計額が301,000円以上の世帯	63,000円 第2子　31,500円 第3子　　0円	1,000円 第2子　500円 第3子　　0円	5,800円 第2子　2,900円 第3子　　0円	0円	0円	4,000円

※　時間内延長保育加算額は、7時から18時までの間で、保育短時間以外の保育を利用した場合に加算されます。
※　保育料につきまして不明な点がある場合は、別途学事課にお問い合わせください。

保育の内容

めざす子ども像

心をつなぎ　たくましく生きる子どもの育成
ー　認めあい　育ちあい　学びあう　ー

①　自分のことは自分でしようとする子ども

②　感じたことを豊かに表現できる子ども

③　友達と力一杯遊ぶ子ども

④　ふるさと「西谷」を愛し、思いやりの心をもった子ども

1　保育時間

保育の必要性の事由や勤務時間等に基づき、「保育標準時間」及び「保育短時間」の認定を行います。

○保育標準時間の場合

7:00　　18:00　　19:00

保育標準時間の利用時間帯（最大11時間）	延長保育（有料）

○保育短時間の場合

7:00　　8:30　　16:30　　18:00　　19:00

時間内延長保育（有料）	保育短時間の利用可能時間帯（最大8時間）	時間内延長保育（有料）	延長保育（有料）

※　延長保育を利用する場合は、事前に申込の手続きが必要となります。

2　ならし保育

新規に入園される時は、集団生活への適応を目的として、短期間、通常の保育時間より短い時間を設定し、乳幼児の適応状況に合わせて「ならし保育」を行います。

3　休 園 日

日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

4　緊急時・災害時

（１）緊急連絡先

連絡先は、正確に施設にお知らせください。

（２）気象警報発表時の対応

①　保育所部分は、警報発令時も保育は行ない、給食の提供もありますが、出来るだけ子どもの安全を考慮し、無理な登園は控えてください。

（参考）

幼稚園は、登園前に「宝塚市」に「暴風」、「暴風雪」、「大雨」、「洪水」、「大雪」などの警報が発令されている場合は自宅待機し、９時までに解除にならない場合は、休園になります。

②　当日、施設の開所中に気象警報が発表された場合は、できるだけすみやかにお迎えに来てください。

5　給　　食

原則として、給食は実施しますが、土曜日と西谷小・中学校の休校日(長期休校<春・夏・冬休み>を除く)、その他、園が指定する日はお弁当日とします。

6　子育て支援事業

（１）相談・助言型支援

①　育児相談(随時)

②　巡回相談(月１回３歳児～5 歳児)

（２）居場所づくり提供型支援

①　園庭開放(月曜日～金曜日　９：３０～１２：００)

②　在園児とのふれあい

③　未就園児（2 歳児）保育（月１回程度）

（３）行事型支援

①　　高齢者・異年齢との交流

②　　園及び地域行事への参加呼びかけ

7 年間行事予定

※令和５年(２０２３年)度の行事予定

月	０～２歳児	３・４･５歳児（幼稚園教育）
４月	家庭訪問、学級懇談会、 尿検査	始業式《４、５歳児》、入園式《３歳児》対面式、家庭訪問、学級懇談会、尿検査、交通安全指導
５月	内科検診・歯科検診《２歳児》 オープンスクール（参観日）	内科検診・歯科検診・眼科検診・耳鼻科検診 幼年消防クラブはじめ式 オープンスクール（参観日）、芋の苗植え
６月		園・小・中合同運動会 黒豆の苗植え、歯磨き指導
７月	七夕、水遊び（プール）	第１学期終業式、水遊び（プール遊び） 個人懇談 七夕のつどい、カレーパティー
８月	水遊び（プール）	夏季保育日
９月		第２学期始業式、園・小・中合同運動会
１０月	芋掘り 内科検診	なかよしフェスティバル（運動会） 芋掘り、黒豆収穫、秋の遠足 聴力検査、視力検査、創立記念日、 内科検診（保育所在籍のみ）、歯磨き指導
１１月	オープンスクール（参観日） 個人懇談会	オープンスクール(参観日) 焼き芋パーティー
１２月	なかよし会	なかよし会、個人懇談 第２学期終業式
１月		第３学期始業式
２月	節分	節分、生活発表会 幼年消防クラブ引継式、お別れ遠足
３月	ひな祭り	ひな祭り、お別れ会 幼稚園卒園式《５歳児》修業式《４・３歳児》
毎月	身体計測、安全点検、 市内一斉防犯活動、避難訓練	誕生会・バースディトーク、安全点検、衛生検査、降園指導、市内一斉防犯活動、避難訓練
随時	お散歩	子育て相談、給食体験、てくてく歩こう会、 小学校・中学校との交流、老人会との交流 野菜づくり・収穫、未就園児との交流 保健指導、食育指導　等
その他	誕生祝い(誕生の日)	身体計測（隔月）絵本貸し出し(毎週)

よくあるお問い合わせ（入園資格、申込編）

質問１	問い	西谷認定こども園への入園の申込は、いつからできますか？
	回答	入園希望月の一年前から受付しています。 但し、新生児は出生届の提出後となります。 入園日は年１２回、毎月１日で、申込の締切りは前月の１５日（閉庁日の場合は直前の開庁日）です。
質問２	問い	育児休業中でも西谷認定こども園に入園できますか？
	回答	育児休業期間が記載された就労証明書を申し込み時に提出した場合は、入園から２ヵ月以内に復職する場合は入園できます。 復職できない場合は入園できません。
質問３	問い	現在就労活動中でまだ就労していませんが、西谷認定こども園入園の申込はできますか？
	回答	申込は可能です。 但し、入園後３ヶ月以内に就労し、入園資格を満たすことが必要です。 雇用保険受給中の場合は、雇用保険受給満了年月日の翌月より３ヶ月となります。 期間内に就労できない場合は、退所事由に該当しますのでご注意ください。
質問４	問い	祖父母が同居していても、西谷認定こども園入園の申込はできますか？
	回答	はい、できます。
質問５	問い	母親が出産のため産前産後の期間入園しましたが、就職できたので引き続き西谷認定こども園に入園したいのですが。
	回答	産前産後については、就労等の理由よりも優先的に入園していただいていることでもあり、出産日から起算して、８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までに退所していただきます。
質問６	問い	仕事を辞めた場合は、西谷認定こども園を退所しなければなりませんか？
	回答	再就労の意思がなければ退園していただきます。 再就労の意思がある場合は、最長３ヶ月間猶予期間があります（雇用保険を受給する場合は、雇用保険受給満了年月日の翌月より３ヶ月間）。 ３号認定の場合は上記取扱いになりますが、２号認定の場合は、１号認定に切り替えることで、継続入園が可能です。
質問７	問い	将来宝塚市に転入予定ですが、西谷認定こども園の申込はできますか？
	回答	申込できます。但し、通常の申請書類に加えて、世帯員全員が確認できる現在の住民票の提出が必要です。 また入園内定しても、入園月の初日までに保護者の住民票が宝塚市にない場合は、入園を取り消します。
質問８	問い	入園待機中に転職した場合、転居、離婚、再婚等家庭の状況が変わった場合、どうすればいいですか？

	回答	就労形態や家庭状況が変化した場合、待機点数や待機順位が変わることがありますので、必ず学事課に連絡願います。 また、点数の見直しは、就労証明書等の確認書類の提出があった時点となります。
質問９	問い	待機順位が問い合わせる都度変わるのはなぜですか？
	回答	待機順位は常に変動する可能性があります。 順位は申込順ではなく「保育施設入所順位基礎指数表・保育施設入所順位調整指数表」の合計点数で決まります。 毎日申込を受付していますので、後から点数の高い乳幼児の申込があった場合や、すでに申込みされている方が証明書類等を提出した場合、家庭状況等の変化等により待機順位が下がることがあります。 特に４月入園の順位は、申込締切後に待機期間に応じた点数を加算したうえで決定するため、大きく順位が変動する場合があります。
質問１０	問い	いつから待機になるのですか？
	回答	待機期間は、入園希望月に入園できなかった時点から始まります。 入園希望の一年前に申込した場合は、申込時点ではなく一年後の入園希望月に入園できなかった時点から待機となります。 入園内定をキャンセルした場合は待機となりません。 入園希望月以前は、入園審査の対象としては取り扱われませんので、注意してください。
質問１１	問い	申込時点では空席があるのですが、入園の希望は半年後です。 予約はできないのですか？
	回答	希望月の早い方から入園案内を行いますので、予約はできません。入園希望月になって初めて入園審査の対象となります。
質問１２	問い	事前に西谷認定こども園を見学することはできますか？
	回答	随時見学できますが、行事等で見学できない場合もあります。 事前に見学を希望する西谷認定こども園に、電話等にてお問い合わせください。
質問１３	問い	入園選考の結果は全員に通知してもらえるのですか？
	回答	入園審査の結果については、入園の可否にかかわらず全員に連絡します。
質問１４	問い	入園の可否は、いつわかるのですか？
	回答	毎月２５日頃です。但し、この時点では正式な決定ではありません。 内定者には２５日頃に西谷認定こども園の面接のご案内をいたします。
質問１５	問い	現在、西谷認定こども園に入園中ですが新しく子どもを妊娠したので、育児休業を取得予定です。育児休業中でも西谷認定こども園の入園を継続することができますか。
	回答	可能です。 但し、新しいお子様が西谷認定こども園に入園した場合は、育児休業からの復職が必要です。

質問１６	問い	現在、西谷認定こども園に入園中ですが新しく子どもを妊娠したので、仕事をやめる予定です。西谷認定こども園の入園を継続することができますか。
	回答	西谷認定こども園は、妊娠中又は出産日から起算して、８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間は、入園を継続することができます。 また、出産日から起算して、８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までに再就職した場合は、入園を継続することができます。 ３号認定の場合は上記取扱いになりますが、２号認定の場合は、１号認定に切り替えることで、継続入園が可能です。

よくあるお問い合わせ（保育料編）

質問１	問い	保育料算定に必要な書類は、どのようなものでしょうか？
	回答	○給与所得のみの方→市県民税の特別徴収納税通知書 ○個人経営・個人納付の方→市県民税納税通知書 ○上記以外・紛失した方→市民税課税証明書 ※ただし、宝塚市民の方で、宝塚市で税情報が確認できる場合は、原則として税書類の提出は不要です。給与所得がない方、確定申告や市税申告をしていない方は、市民税申告が必要となる場合があります。
質問２	問い	離婚する予定ですが、保育料はどうなりますか？
	回答	協議離婚の場合は、戸籍上の離婚が成立するまでは、両親の税額を合算して算定します。 裁判所での調停が始まっている場合は、調停申請の受理または開始が確認できる裁判所発行の証明書類の写しを提出いただければ、一方の保護者のみの税額で算定します。 なお、保育料の見直しは、協議離婚、調停の場合とも学事課への届出書提出の翌月からとなります。
質問３	問い	母（父）子家庭は保育料が安くなるのですか？
	回答	保育料は市民税額に基づいて決定しますので、「母（父）子家庭である」という事由のみによって保育料が安くなることはありません。 しかし、市民税が非課税の母（父）子家庭で祖父母と同居していない場合、保育料は無料となります。 また、祖父母と同居している場合でも、主たる生計維持者が母（父）であり市民税が非課税の場合は、保育料は無料となります。
質問４	問い	上の子が幼稚園に通っています。西谷認定こども園に入園している子の保育料はどうなりますか？
	回答	上のお子様が幼稚園に通っている証明書（「在園（所）証明書」）を提出していただければ、西谷認定こども園に入園しているお子様の保育料は、第１子を１．０とすると、第２子は０．５、第３子は無料となります。

発行日：令和４年(2022年)１１月
発行元：宝塚市教育委員会　管理部　管理室　学事課
〒665-8665　宝塚市東洋町１番１号
TEL 0797-77-2366
FAX 0797-71-１８９１